

高山きゅうりをはじめとする農畜産物・加工品7産品を、 地理的表示(GI)として登録

～群馬県で初めてのGI産品登録～

農林水産省は、本日、高山きゅうり(群馬県)、十勝若牛(北海道)、京賀茂なす(京都府)、会津地鶏(福島県)、御膳みそ(徳島県)、枕崎鰯節(鹿児島県)及び指宿鰯節(鹿児島県)を地理的表示(GI)として登録しましたので、お知らせします。



1. 概要

地理的表示(GI)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取等を経て、令和7年3月18日(火曜日)に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。

また、「高山きゅうり」は群馬県内で初のGI産品登録となります。

なお、今回の登録により、日本国内のGI登録産品は161産品になりました。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

名称	登録生産者団体	生産地 (都道府県名のみ)
高山きゅうり	高山きゅうりの会	群馬県
十勝若牛	十勝清水町農業協同組合	北海道
京賀茂なす	上賀茂特産野菜研究会	京都府
会津地鶏	会津養鶏協会	福島県
御膳みそ	徳島県味噌工業協同組合	徳島県
枕崎鰹節	枕崎水産加工業協同組合	鹿児島県
指宿鰹節	山川水産加工業協同組合	鹿児島県

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された産品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて下記の GI マーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができ、地理的表示産品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及び GI マークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示(GI)保護制度に基づく新たな登録産品



お問合せ先

輸出・国際局知的財産課

担当者：尾崎、柴崎

代表：03-3502-8111（内線 4283）

ダイヤルイン：03-6738-6317